

飯能市にみるスポーツ資源とその活用方策について

時本識資・平井純子・田畑 亨
(流通経済大学)

1. 問題の所在

今日のスポーツは経済活動と結びつきオリンピックに代表されるメガスポーツイベントが主流になる一方、地域社会の再編や地方の課題解決としての評価が高まりつつある。この背景には、少子高齢化と商店街のシャッター通りに象徴される地方人口の減少による地域コミュニティの崩壊への危機感とその現実の直面にあるといえる。

そもそもわが国のスポーツの発展は学校を中心として行われ、教育の範疇で行われてきた系譜をもつ。戦後復興の中で、敗戦国から国際社会への復帰を旗印に今日までスポーツの競技力向上が国際競技力向上として位置づけられ、国力の一つとして振興されてきているのは周知の事実である(時本 2019)。

また、スポーツ振興法(1961年制定)を全面改定する形で制定されたスポーツ基本法(2011年制定)への変遷から、市民のスポーツ(生涯スポーツ)への期待を読み取ることができる。スポーツ基本法の基本理念において「スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進されかつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。」と規定し、スポーツ立国戦略(2010年策定)では「スポーツによる国民の心身の健康の保持増進は、医療費抑制等の経済的効果を生む。」とした。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合政策(2017年改訂:閣議決定)において「地域創生の深化に向けた施策の推進(政策パッケージ)」[地域に仕事を作り、安心して働けるようにする(イ)観光業を強化する地域における連携体制の構築][4.時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域

と地域を連携する(ア)まちづくり・地域連携、(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせる街づくりの推進]を重要な柱とした。このように、スポーツにはわが国の高齢化時代の健康問題の解決と地方の人口減少に歯止めをかける地域活性化への期待が求められているといえよう。

さらに、少子高齢化時代の地域再生・活性化には、コミュニティの再生と機能の再評価が重要となる。高度経済成長期に国民生活審議会調査部コミュニティ問題小委員会が「コミュニティ生活の場における人間性の回復」¹⁾を公表して以来、全国的にコミュニティ論が展開されていった。2000年代に入り、上述した背景もありスポーツを通じた地域活性化やコミュニティ形成、街づくりが「スポーツまちづくり」という言葉の形成とともに広く実践されるに至った(松橋 2019)。松橋(2019)は今日のスポーツまちづくりの状況について、佐藤(2004)のまちづくりの定義「地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協働して、地域社会を斬新的に改善し、まちの活力と魅力を高め、生活の質の向上を実現するための一連の持続的な活動」を用いて、①行政単独や特定の企業単独ではなく、様々な人たち(そこには、多くの市民、住民、団体、行政や企業が含まれる)によって担われているということ、②「まち」を暮らしやすくする賑わいのあるようにするための取り組みであるということ、③そして、賑わいや暮らしやすさをもたらす取り組みが次の活動に波及していくという期待が込められていることがスポーツまちづくりにおいて重要であるとしている。この松橋が重要と指摘する3つの事項は、スポーツに限定することなく他の文化事象においても当てはまる。いわばコミュニティと文化の関係と連携を説明したものともいえる。このことはこれまで

での限定的で狭義なスポーツの範疇から広義なスポーツ概念の必要性を指摘している。これはまさに、2016年にスポーツ庁が、観光庁と文化庁との3者の包括連携協定をスポーツと文化と観光を融合発展させることを目的に、新たな地域ブランドや日本ブランドを創出し、観光振興、地域振興を推進しようとする包括連携協定を締結し、スポーツ文化ツーリズムの提唱に至ったことと符合する。まさに今日においてスポーツはまちづくりの中心的な装置となっている。

それでは、地方自治体におけるスポーツの振興はどのように実施されているのであろうか。わが国の行政においては、様々な分野で行政計画が定められ、それに基づいて行政活動がすすめられている。スポーツもまた同様である。スポーツ基本法第10条において、都道府県及び市町村教育委員会または特定地方公共団体の長は、(国の)スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画としての地方スポーツ推進計画を定めるように努めることが規定された。

2018年に実施された文部科学省「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果についてによると、都道府県においては43団体がスポーツ分野単独計画を策定しており、岩手県、石川県、香川県、宮崎県が他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれた計画を策定しており、指定都市(20団体)ではすべての自治体がスポーツ分野単独の計画を策定していた。また、指定都市を除く市区町村(1721団体)においては、スポーツ分野単独の計画を策定していた団体は545団体(32%)、他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれた計画を策定していた団体が945団体(55%)、スポーツ分野に関する計画を有しない団体が231団体(13%)であった(スポーツ庁 2018)。このことから、住民が生活し営みをなす基礎自治体においては十分なスポーツ計画が整備されているとは言い難い状況にある。そして飯能市は単独のスポーツ振興計画が策定されていない自治体である。

そこで本論では、このようなスポーツの今日的な機能の中で、高齢化の社会課題を抱える地方自治体

に位置づけられる飯能市のスポーツ振興の実情を明らかにすることを目的とする。とりわけ、地域環境を踏まえてのスポーツ資源の実態とスポーツ資源としての可能性から、スポーツ振興の方向について論じるものである。

2. 飯能市の実態

(1) 飯能市の行政概要

飯能市は埼玉県南西部に位置し、都心まで50キロの圏内にある。都心までのアクセスとして西武池袋線、JR八高線が乗り入れている。また近年、東京メトロとの相互乗り入れによりこれまでの池袋に加え、新宿、渋谷、横浜まで乗り換えなく行くことが可能となった。高速道路圏央道の2つのインターにも接続をしている。

飯能市の北西部は山地であり、市面積の約76%が森林を占めている。この地域は旧名栗村であり、合併により飯能市に参入した地域でもある。

2019年の市の人口は79,647人であり、緩やかではあるが年々人口が減少する傾向にある。飯能市の地形により人口のおよそ70%が南東部に位置する飯能地区、清明地区、加治地区に集中している(図1)。

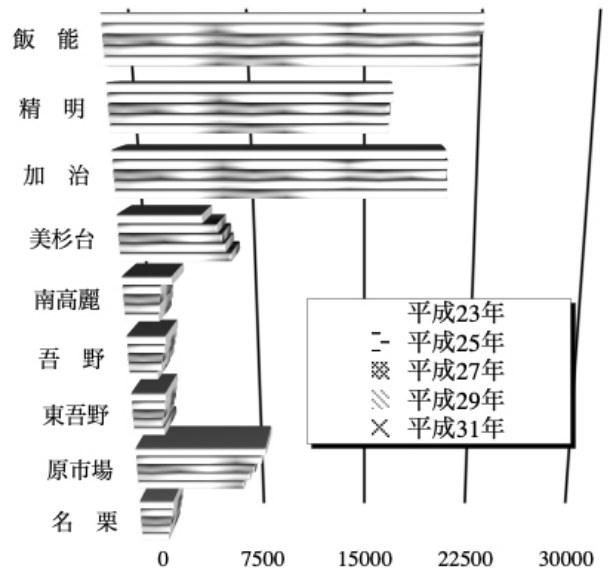


図1 飯能市の地区別人口の変化(飯能市統計書より)

また飯能市の年齢別人口構成をみると、65歳以上の高齢者の占める老齢人口割合は28.5%（平成27年10月1日現在）（図2）であり、飯能市民の平均年齢は47.9歳である。老齢人口の割合（高齢化率）を埼玉県全体でみると24.8%であり、県内市の高齢化率は22.8%である。このことから飯能市の高齢化率は、埼玉県内でも高く、高齢化対策が急務な自治体といえる。また、65歳以上世帯人員21,169人のうち、世帯人員1人が3,319人、世帯人員2人が9,882人であり、高齢者のおよそ62%が単独もしくは高齢者夫婦の世帯と推察される。

（単位人）

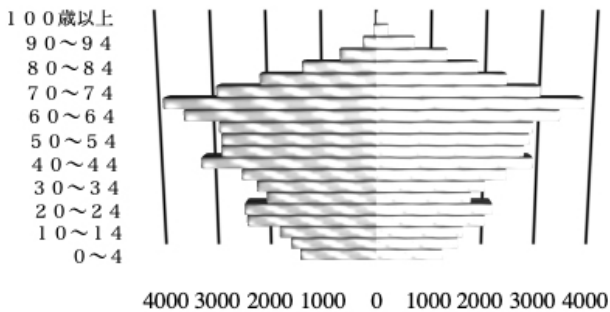


図2 飯能市の年齢5歳階級別人口割合
（平成27年10月1日現在国勢調査：飯能市統計書より）

（2）第5次飯能市総合振興計画

地方自治体の大部分は、まちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定める基本構想、基本構想にもとづく具体的な施策を示す基本計画、基本計画にもとづく具体的な事業を示す実施計画などからなる「総合計画」を策定し、これにもとづいて行政運営を行っている。最上位の計画である基本構想は、かつて地方自治法により市区町村に対してその策定が義務付けられていたが、地方分権改革の取り組みの中で、国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行により、基本構想の策定を義務付けていた規定が廃止された。しかしながら、多くの自治体がこれまでと同様に基本構想の策定のもと行政計画の策定を行っている。

飯能市においては、第5次飯能市総合振興計画（飯能市 2019）がこれに該当する。第5次飯能市総

合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層から構成されている。基本構想は10年間（2016年～2025年）の飯能市が目指すまちづくりの指針であり、基本計画（前期基本計画：2016年～2020年、後期基本計画：2021年～2025年）は基本構想に基づき、将来都市像を実現するための基本施策を明らかにし、市政の総合的・計画的な行政経営の計画である。また実施計画は、各施策を予算化し事業を実施するための3か年計画と位置付けられている。

飯能市が掲げるまちづくりの基本理念は、①水と緑の交流によるまちづくりの新機軸、②魅力・交流・賑わい創造と経済の好循環、③子ども、若者の夢・未来をはぐくむ、④市民総力による自立的なまちづくりであり、目指す将来都市像を『水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう』と謳っている。飯能市の人口は79,000人台と8万人を割り込んでいるが、総合計画終了時の人口の設定目標を8万人とし、現状から推定される人口およそ76,300人の不足分3,700人を政策想定人口として見込んでいる。また、2014年の観光客の訪問人口が約240万人であることから、総合計画終了時の交流人口の倍増を掲げ、目標交流人口を480万人としている。

さらに将来都市像の実現のために5つのまちづくり基本目標を設定し、分野別基本施策を定めている。まちづくりの基本目標は以下の通りである。

- 【基本目標1】水と緑の交流を活力に生かすまち
—魅力・交流・賑わいと活力を創る—
（森林文化・産業・経済部門）
- 【基本目標2】子どもの夢・未来をつなぎ市民の豊かな生涯を支援するまち
—子どもの育成と市民の生きがいを支える—
（子育て・教育・文化スポーツ部門）
- 【基本目標3】支え合いによる健康で安心・安全に暮らすまち
—健康都市づくり・安心安全なまちづくり—
（健康づくり・福祉・防災部門）
- 【基本目標4】快適な生活環境が整うまち

—快適な生活環境を創る—
(環境・公共インフラ・建設部門)

【基本目標5】新しい時代への自立・協働とイノベーション

—協働とイノベーションによる持続可能な行政経営—

(協働・共生・行政経営部門)

この基本目標のうち、【基本目標1】の基本施策として「新たな魅力と交流によるまちづくりの推進」が位置付けられており、「エコツーリズムの推進」が施策項目とされている。【基本項目2】の基本施策として「豊かな生涯を築く生涯学習・スポーツの推進」が位置付けられ、「健やかなスポーツ・レクリエーションの推進」が施策項目とされている。【基本項目3】の基本施策として「健康長寿社会のまちづくり」が位置付けられ、「健康まちづくりの推進」が施策項目とされている。【基本目標4】の基本施策として「暮らしが潤う自然の保全と活用」位置づけられ、「自然環境の保全と活用」等が施策項目としてされている。

スポーツに着目し「健やかなスポーツ・レクリエーションの推進」の施策内容をみると、基本方針と施策の体系が以下のように示されている。

(基本方針)

市民誰もが、いつでもスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、場と機会の充実に努め、生涯スポーツと競技スポーツの振興を図るとともに、スポーツ施設の安全な運営を図り、市民の利便性の向上に努めます。

(施策の体系)

健やかなスポーツ・レクリエーションの推進

- 健康体力づくり事業の充実
- 生涯スポーツの推進
- 競技スポーツの振興
- スポーツ施設の安全な運営とサービスの向上

この施策策定時のスポーツの実情に対する評価として、競技スポーツ団体数及び少年団の登録者人数の減少がある反面、市民のスポーツに対する多様なニーズ、幼児期からの身体運動の習慣化、中高年の健康増進の推進の必要性を指摘している。また、飯

能市の豊かな自然、地形を生かしたサイクリングなどの新たなスポーツイベントを検討し、新たな魅力づくりが必要であるともしている。

一方、スポーツ基本法第10条において、都道府県及び市町村の教育委員会等はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとしてされており、そのために、第31条において都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（スポーツ推進審議会等）を置くことができるとしている。飯能市においては、スポーツ審議会が設置されているものの、スポーツ推進計画は策定されていない。

また、健康増進法第8条及び食育基本第18条に基づき、第3次飯能市健康増進計画（2008年）、第2次飯能市食育計画（2013年）を一体的な計画として飯能市健康まちづくり計画（2013年）を策定している。2018年に第2次飯能市健康まちづくり計画が策定されている。この計画は、市民一人ひとりの健康づくりを地域ぐるみで進めることで健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、健康のまちづくりを推進するための指針と位置付けられている。この計画では、対象とするライフステージを6段階に区分（幼年期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高年期）し、ライフステージに応じた施策を展開している。しかしながら子どもや高齢者にかかわる事業は、教育や福祉にかかわることから、健康づくりの対象から除外されている。

(3) 飯能市におけるスポーツ施設の実態

飯能市には昭和40年代からの急激な人口増加を背景にして、市民ニーズに対応するために、多くの公共施設が整備された。これらの施設の多くが建設から40年以上が経過し、老朽化が進行し、その維持管理が大きな行政課題となっている。²⁾

そこで、2015年に飯能市が公共施設等についての在り方を考えるための資料として調査した「飯能市公共施設等マネジメント白書」を中心に、飯能市のスポーツ施設について検討を行う。

飯能市が保有する土地のうち公共施設としての管理対象となるのは、2,658,824.2 m²であり、その利用目的別の内訳は学校施設が全体の 19.4%、レクリエーション施設・観光施設が 18.6%、スポーツ施設が 17.9%を占めている。また、市が所有する建物のうち、管理対象となる施設の延べ床面積は 250,538.1 m²であり、その利用目的別の内訳は学校施設が全体の 48.9%、スポーツ施設が 2.9%、レクリエーション施設・観光施設が 1.1%とされている。

飯能市のスポーツ施設は、阿須地区に市民体育館、市民球場、ホッケー場、岩沢地区・美杉台地区に運動公園、名栗地区にスポーツ広場、飯能地区に市民プール（屋外プール）が整備されている。

主な施設の設置年度は以下の通りである。

- 市民体育館 1987 年
- 市民球場 1992 年
- ホッケー場 2003 年
- 市民プール 1972 年

これらスポーツ施設全体では、2008 年から 2013 年の 6 年間の平均で年間 303,000 人の利用があった。そのうち市民体育館の利用が最も多く年間約 10 万人の人が利用している。一方、市民プールの利用者は 2008 年から 2013 年の 6 年間の平均利用者数がおよそ 7,300 人程度しかなく、開館時期・時間や施設の老朽化といった問題に加え、温水プールが民間施設の標準であることを考えれば、利用者の多様な要望に応えられていないといった根本的な問題も指摘される（飯能市 2015）。

また、これらスポーツ関連施設は指定管理施設として運営されており、その行政経費の 89%が指定管理等の委託料であり、残り 9%が施設の修繕等の施設管理にかかるコストである。利用者一人当たりのコストは 190 円と算出されている。

現状においては、施設を開館することが目的となっており、施設の大規模な改修や建て替えを検討する財政的状況にはないとされている。

3. 飯能市のスポーツ状況

(1) スポーツイベントの実態

飯能市がどのようなスポーツ及びイベントを実施

しているのかについて、2019 年度予算を手掛かりとして見ていく。

スポーツ関連の事業予算は教育委員会保健体育費に項目分けされ、保健体育総務費と体育施設費に分類され計上されている。保健体育総務費のうちスポーツ推進事業として以下のものが計上されている。

- 生涯スポーツ普及振興事業委託料 8,159,000 円
- 体育協会補助金 3,420,000 円
- スポーツ・レクリエーション大会開催事業
 - ・飯能新緑ツーデーマーチ委託料 6,800,000 円
 - ・奥むさし駅伝競走大会委託料 5,000,000 円
 - ・奥むさし中学校駅伝競走大会委託料 900,000 円

また、体育施設費のうち体育施設管理事業として以下のものが計上されている。

- 市民プール業務等委託料 8,644,000 円
- 都市公園運動施設指定管理料 49,356,000 円

このことから、飯能市が主体となっているスポーツイベントは、飯能新緑ツーデーマーチ、奥むさし駅伝競走大会、奥むさし中学校駅伝競走大会の 3 事業といえる。これら 3 事業は直轄主催事業ではなく、委託事業として実施されており、NPO 法人飯能市体育協会（以下、体協と略す）がその役割を担っている。これらの 3 事業から、飯能市のスポーツ振興が「歩く」「走る」を中心としたものともいえる。

また、飯能市は阿須地区を中心とした都市公園運動施設及び市民プールを指定管理者制度による委託業務としている。その指定管理者として体協が位置づいている。

(2) スポーツの中核的組織としての NPO 法人飯能市体育協会

体協は NPO の法人格を有しており、NPO の法人格を有する体育協会は、埼玉県内では鶴ヶ島市と 2 つだけである。わが国の多くの地方体育協会が首長を会長に位置づけ、行政の外部組織として機能させているところが多いのが実情である。しかしながら飯能市の場合は、1949 年の設立当初より民間から

会長を登用している。

飯能市は9つの行政区から構成されており、その行政区分に対応する形で各地区に地区体育協会を置いている。体協には、この9つの地区体育協会、27の各種競技団体、その他団体（中学校体育連盟・スポーツ少年団・レクリエーション協会・スポーツ指導者協議会）の4団体が加盟し、40の団体から構成されている。

体協の主催事業としてコーディネーショントレーニング講習会、親子カヌー教室、ジュニアテニス教室、地区体協対抗グラウンドゴルフ大会、パラスポーツ体験会を実施している。また、飯能市との連携事業として、飯能市の重点教育政策「スポーツを通じて元気で活力あるまちづくり」に応じて、委託を受けスポーツ事業を実施している。その事業内容は、「ワーキングのまち飯能」を推進するために9地区でのワーキング大会の実施と新緑ツーデーマーチへの役員・参加者の動員、奥むさし駅伝、奥むさし中学校駅への運営協力、スポーツレクリエーション団体への補助金の支援、「ホッケーのまち飯能」の推進協力等であり、とりわけスポーツ施設の安全な運営とサービスの向上を図るために指定管理者として、スポーツ施設の管理運営を行っている。

このように体協は、独自の事業を実施するとともに飯能市との協力関係の中で、飯能市の中核的なスポーツ組織として位置づいていると評価できる。しかしながら、少子高齢化の中でスポーツ実施者の減少＝登録者数の減少、施設の老朽化等の多くの問題を抱えているのも事実である。このような状況の中で、体協はNPO法人飯能市スポーツ協会と名称変更を行い、さらに認定NPO法人格の取得により、組織の透明性と運営の基盤の確立を図ることを目指している。（駿河台大学地域創生研究センター2019）。わが国において統括団体の組織強化の視点はスポーツ振興において重要な課題とされながら、なおざりにされてきたのも事実である。体協が目指す組織強化の視点は極めて重要な視点といえる。

(3) 大学のスポーツ資源

飯能市に所在する大学は、駿河台大学の1校である。地域における大学の資源価値は、学術成果や大

学組織（生涯学習関連、地域連携関係等）等、多様なものが存在する。ここでは、地域のスポーツ振興を考えるうえで、マネジメントの資源としての価値について明らかにする。

一般的に、スポーツの経営資源は人的資源、物的資源、財務資源、情報資源があるとされ、これらの資源を活用し、スポーツ活動の機会や場所を提供するエリアサービス、プログラムサービス、クラブサービスが提供されることになる（柳沢 2017）。このような視点から、駿河台大学のスポーツ資源を評価すると、人的資源と物理的資源の側面から次のような内容を有するといえる。

駿河台大学は、2020年にスポーツ科学を中心に学ぶ1学年200名定員のスポーツ科学部を設置した。この結果、4年間で800名以上の学生が在籍し、その専任指導教員スタッフがおよそ25名と関連する事務職スタッフが多数配置されることになる。その専任指導教員スタッフの専門性はスポーツ生理学をはじめとするスポーツ医科学領域、政治学、社会学、教育学をはじめとするスポーツ人文社会科学系領域、そして実際のスポーツの技術指導を行うスポーツコーチング領域のスポーツ科学全般にわたり配置されている。また、スポーツ科学の文化性を反映されるために配置されている観光系、環境教育系の専門スタッフも配置されている。このように、専門性を有した指導スタッフと専門領域において800名以上の学習途上の指導者＝学生が人的資源として存在している。

また、物的資源の側面からみるとスポーツ施設の保有があげられる。大学には体育館（アリーナ、小体育室、ダンスフロア）トレーニングルーム、陸上競技場、テニスコート（9面）、ホッケー場、野球場、多目的グラウンド、カヌー場等のスポーツ施設を有している（駿河台大学 2020）。これらのスポーツ施設は授業及び課外活動で使用される以外は固定的な利用者が存在するわけではない。

また、駿河台大学の立地が飯能市のスポーツ拠点となっている市民体育館とほぼ隣接していることから、大学が立地する阿須地区が飯能市のスポーツ施設密集地域といえなくもない。大学のスポーツ資源

(物的資源)のうち、一般的なスポーツ資源(物的資源)の比較から不足しているものは温水プールといえる。これは、飯能市が温水プールを保有していない状況からして、飯能市において最も不足しているスポーツ資源(物的資源)ともいえる。

4. 飯能市の森林文化とエコツーリズム

(1) 飯能市の森林文化とエコツーリズム

飯能市は、地理的環境やこれまでの地域特性や暮らしを背景にして、森林資源の活用や新たな森林文化の創造を通して、心豊かな人づくりと活力あるまちづくりを進めるとともに、森林と人とのより豊かな関係を築き、自然と都市機能が調和するまちの創造を目指し、2005年に「森林文化都市宣言」を行っている(飯能市 2016)。このことも背景となり、北欧の森林文化を醸し出す「メツア」、「天覧山・飯能河原」、「あけぼの子どもの森公園」を連携させた都市回廊空間を形成し、人の流れを市内各地から山間地域に誘導させることにより、「自然との共存・共生スタイル」としての森林文化都市の実現を掲げている(飯能市 2016)。

また、このような自然環境に恵まれ自然を活用した地域活性化を模索する飯能市は、2005年に環境省のエコツーリズム事業³⁾として採択され、2008年には環境省のエコツーリズム大賞を飯能市と飯能市エコツーリズム推進協議会が「里地里山の身近な自然と生活文化」をテーマとして受賞している。

これらの事象が後押しする形で飯能市では、飯能市エコツーリズム推進協議会が中心となり「飯能市エコツーリズム推進全体構想(第2版)」(飯能市エコツーリズム推進協議会 2014)を策定し、飯能市におけるエコツーリズムを推進している。この全体構想において10の推進ポイントを設定している。そのうちポイント②自然を守り育む森づくりにつなげる、ポイント④源流から中流までの親しみ深い川の自然と文化を活かす、ポイント⑤様々な野生生物の魅力や人とのかかわりを題材とする、ポイント⑥身近な自然を保全・再生し自然豊かなまちづくりに役立てる等のポイントは、スポーツにおける従来の野外活動(自然活動)においても、すでに実践され

ていることでもある。現在、飯能市で実施されているエコツアーを見れば、山や川での自然体験や環境教育、西川材を使ったカヌーの製作とツアー等が行われている(犬井 2017)。このことからスポーツ(野外活動=自然活動)とエコツーリズムでの活動(エコツアー)は極めて類似性が高いといえる。

(2) スポーツと森林文化・エコツーリズムの関係

飯能市における森林文化とエコツーリズムの関係は、その地理的条件によって関係づけられる。都心から1時間の距離にある埼玉南西部にありながら、名栗村との合併により、山地、丘陵地、大地と変化に富んだ地形により市域の4分の3が森林におおわれ、市内を縦断する人間川の源流と中流域を有する土地柄が、「森林文化」という言葉を生まざるを得なかった理由といえよう。また、少子高齢化による人口減少問題を抱える飯能市にとって、地域活性化の方策の一つが自然の活用にはならなかった。そして、その活用方策がエコツーリズムであったといえる。

このエコツーリズムは環境省が推進するものであり、飯能市において環境部局の所管となる事項である。すなわち、スポーツが教育委員会、運動が福祉部局というように、先行事業による行政のすみわけにより、スポーツとは別な概念の事業として成立せざる得ない事情があったといえる。これは飯能市だけでなく、国レベルにおいても同様のことがいえる。

さらに、エコツーリズムで具体的なツアーとして行われている自然体験的な活動について整理をする必要がある。スポーツ基本法の前身の法令として存在したスポーツ振興法第2条において「・・・スポーツとは、運動競技及び身体活動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図るためになされるものをいう。」と定義づけられ、スポーツ基本法前文において「スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり・・・」とされている。すなわち、キャンプ活動に代表される野外活動はその他の身体活動としてスポーツの範疇に位置づけられるものと

いえる。

さらに 1996 年の青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議の報告⁴⁾によれば、野外教育は「自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標をもって行われる自然体験活動の総称」とし、自然体験活動を「自然の中で、自然を活用して行われる各種活動であり、具体的には、キャンプ、ハイキング、スキー、カヌーといった野外活動、装飾物や星の観察といった自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動などを含んだ総合的な活動である。」と定義づけている(青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議 1996)。

時代的背景や教育という範疇での整理ではあるが、井村(2006)はこのような野外教育について、野外教育の構成要素を冒険教育と環境教育から成立しているとしている。このことを踏まえるならば野外での活動は、エコツーリズムで実施されているプログラムと何ら変わりのない内容を有しているといえる。このことについて時本(1992)は、スポーツにおける野外活動が技術中心の組織キャンプに偏重し、自然とのかかわりによる効果を評価できない状況の中で、環境教育が推進される社会状況を踏まえ、アウトドアと称される広範で総合的な内容をもつ野外活動をスポーツの一領域としての自然活動を位置づける必要性を指摘している。

このことは、今日のエコツーリズムとスポーツの関係を考えるうえで極めて重要な視点といえる。

5. 飯能市のスポーツ資源と活用

(1) 飯能市におけるスポーツの概念

飯能市におけるスポーツ・運動等の身体活動にかかわる市民への施策は、「これからのまちづくりに求められる視点」から見る事ができる。その中で飯能市は、少子高齢化と人口減少への対応、自然と共存・共生する新たな森林文化のまちづくり、生涯現役・健康長寿社会づくりを掲げ、スポーツ・運動等の身体活動の活用を提示している。少子高齢化と人口減少への対応では、子育てや安定的な雇用と魅力的な居住環境をあげ、スポーツの魅力創出が期待

される。自然との共存・共生する新たな森林文化のまちづくりでは、自然の保全とともに飯能市の自然環境を活用したエコツーリズムの推進が期待されている。生涯現役・健康長寿社会では高齢者の健康寿命延伸のための運動等の活用が推進されるといえる(飯能市 2016)。

このように、スポーツをはじめとする身体活動は行政施策の中で各課題に応じて、スポーツ、運動、エコツーリズムとして活用されている。

これまでスポーツは、競技スポーツを中心とする狭義なスポーツをもって意味されることが多かったが、スポーツ主体者の目的や動機の多様性に加えて、スポーツ形態の多様性が増す中で、今日では広範なスポーツ事象を包含するスポーツ文化事象を表現する言葉としてスポーツが市民権を得てきたといえる。このような事情を踏まえれば、飯能市のスポーツにおいて森林文化やエコツーリズム等、これまでスポーツが範疇にしてこなかったスポーツを包含する新たなスポーツ概念の再構築が求められるのではないだろうか。

(2) スポーツ資源としての評価と資源調達のマネジメント構造

スポーツを再構築し、広範な領域を包含する概念としてスポーツを位置づけることは、資源の調達と調整において有効な方策といえる。これまでのようにスポーツ・運動等の身体活動ごとによる施策の遂行は、効率性の観点と効果の観点から望ましい形態とは言い難い。

そこで飯能市におけるスポーツ・運動との身体活動を新たな広義なスポーツとして位置づけ、市内のスポーツ資源をどのように調達・調整し、目的を達成するのかが、市民を主体としたスポーツ振興の基本姿勢といえる。

すでに述べてきたように、飯能市のスポーツ資源が集約されている組織として、駿河台大学と体協がある。この2つの組織に既に集約されているスポーツ資源を他の組織と連携していくことによりこれまで以上の資源の集約と活用を高める方策を求めべきである。

そこで飯能市におけるコミュニティ資源としての

駿河台大学をどのように評価し位置づけるかが重要な視点となる。そのためには、すでに述べたように大学の人的資源と物的資源を中心に、地域コミュニティのスポーツ資源として大学にスポーツ資源を集約・調整するためのセンターの設置が必要となる。また地域における中核的な組織として、体協が機能する必要がある。地域という俯瞰的な見方をすれば、体協が中核的組織となり大学を含めた関連組織等の資源を調達し、連携調整する役割を担うことになる。

これまでの行政を中心とした市民へのサービス提供という視点から、新しい公共としてのNPOが行政・大学・民間等と協力連携しながら、地域課題の解決を試みようとするものである。大学の視点から見れば、大学の資源（スタッフ、学生、施設等）が一方的に提供されるように見えるが、地域を大学教育の場として位置づけることにより、大学のキャンパスを市内にまで拡充するという考え方でもある。その意味では、各組織が資源提供に対してどのような価値を見出すのかという検討が必要となる。

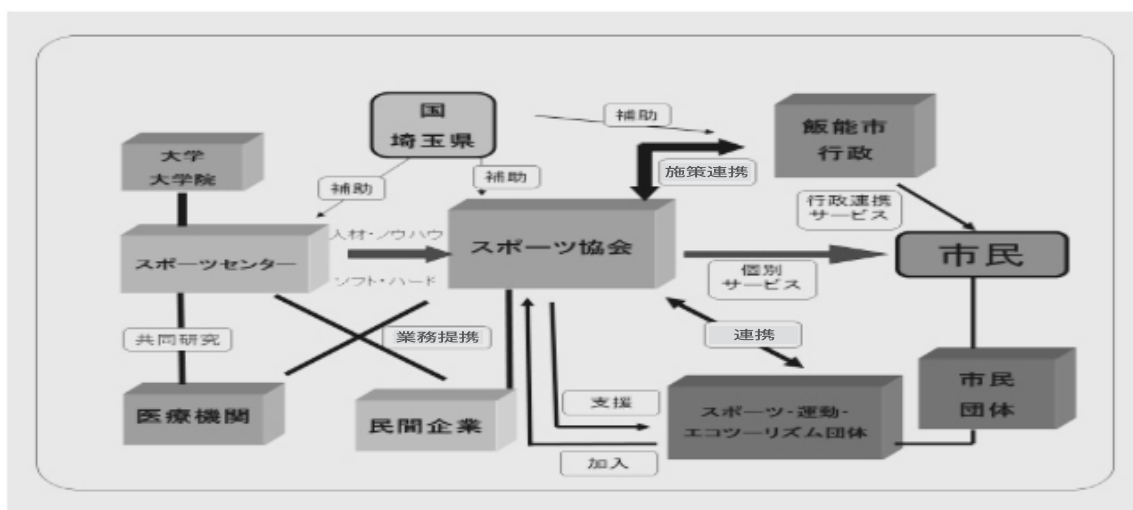


図3 大学と連携したコミュニティスポーツ（時本 2011 を加筆修正）

6. まとめ

本論では、スポーツの今日的な機能の中で、高齢化という社会課題を抱える飯能市のスポーツ振興の実情を明らかにすることを目的とした。とりわけ、地域環境を踏まえてのスポーツ資源の実態とスポーツ資源としての可能性、そしてスポーツ振興の方向について論じてきた。

飯能市におけるスポーツ事象は、スポーツ・運動等の身体活動にかかわる市民への施策として、「これからのまちづくりに求められる視点」から見られ、少子高齢化と人口減少への対応、自然と共存・共生する新たな森林文化のまちづくり、生涯現役・健康長寿社会づくりを掲げ、スポーツ・運動等の身体活動の活用を提示している。スポーツをはじめとする身体活動は行政施策の中で各課題に応じて、スポー

ツ、運動、エコツーリズムとして活用されている。そこで飯能市におけるスポーツ・運動との身体活動を広義なスポーツとして位置づけ、市内のスポーツ資源をどのように調達調整し、目的を達成することができるのかが課題となる。

飯能市のスポーツを考えるうえですでにスポーツ資源が集約されている組織として、駿河台大学とNPO 法人飯能市体育協があり、これら組織に既に集約されているスポーツ資源を他の組織と連携することによりスポーツ資源の集約と活用が高まるといえる。飯能市におけるコミュニティ資源としての駿河台大学をどのように評価し位置づけるかが重要なポイントとなる。大学の人的資源と物的資源を中心に、地域コミュニティのスポーツ資源として大学にスポーツ資源を集約・調整するためのセンターが必

要となる。また地域における中核的な組織として、体協が機能する必要がある。地域という俯瞰的な見方をすれば、体協が中核的組織となり大学を含めた関連組織等の資源を調達し、連携調整する役割を担うことになる。このように、スポーツの概念を再構築し、既存の組織の資源を活用するために、その役割を明確にすることが求められるといえる。

注記

1) 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会『コミュニティ生活の場における人間性の回復―』(1969)は、内閣総理大臣からの「経済社会の成長発展に伴い変化しつつある諸条件に対応して、健全な国民生活を確保するための方策やいかん。」との諮問に対する報告書である。本報告書の「まとめ」では、コミュニティ形成において重要な3つの点を挙げている。第1にコミュニティ形成におけるリーダーの役割、第2にコミュニティ形成の努力を支援し成果あるものとするための行政面における対応、第3にコミュニティ活動を成果あるものとするために充実したコミュニティ内容をもつことが重要としている。とりわけ第3の点について、西ドイツのゴールデン・プランを参考にして策定された「日常生活圏における体育スポーツ施設の整備基準」が、体育にとどまらず、生活の場を改善する施策を可能な範囲でゴールデン・プランに類似の方式で前進させるとすれば、行政とコミュニティとの対話はその主要な役割を果たすとし、「47 答申」にコミュニティ再生のモデルを見出している。

2) 飯能市は、高度経済成長期の人口増加を背景に、行政需要のもとに市民のニーズにこたえる形で公共施設を整備してきた。しかし老朽化の進展とともに、少子高齢化の中での税収の減少及び政策課題の変化を背景として、公共施設の維持管理が大きな課題となってきた。そこで公共施設の現状を管理運営(マネジメント)の視点から明らかにした白書である。この白書の結論は、現状の飯能市の財政力では公共施設は維持できないとするものである。この白書に基づき、飯能市は2016年に株式会社埼玉りそな銀行との間に「公共施設等マネジメントの推進に向け

た連携及び協力に関する協定」を締結し、民間のノウハウを活用した公共施設の維持管理の方向性について検討を始めている。

3) 環境省のエコツーリズム推進会議の定義によると、エコツーリズムとは「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光の在り方」とされている。また、エコツアーとは「エコツーリズムの考え方を実践するため、自然だけでなく歴史や文化、伝統も対象とした旅行」としている。

エコツーリズム推進法(2007)においては、自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用の4項目を基本理念としている。

4) 青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議の報告は、第15期中央教育審議会の第一次答申の教育の在り方としての「生きる力」の育成を背景に作成されたといえる。ゆえに、きわめて教育的な内容といえる。この報告書の中で野外教育に期待される成果を以下のように示している。ア) 感性や知的好奇心をはぐくむ、イ) 自然の理解を深める、ウ) 創造性や向上心、物を大切にすることを育てる、エ) 生きぬくための力を育てる、オ) 自主性や協調性、社会性を育てる、カ) 直接体験から学ぶ、キ) 自己を発見し、余暇活動の楽しみ方を学ぶ、ク) 心身をリフレッシュし、健康・体力を維持増進する

引用・参考文献

- 飯能市(2016)『第5次飯能市総合振興計画 基本構想 前期基本構想』飯能市企画総務部企画調整課
 飯能市エコツーリズム推進協議会(2014)『飯能市エコツーリズム推進全体構想(第2版)』
 飯能市(2015)『飯能市公共施設等マネジメント白書』飯能市企画総務部企画調整課
 飯能市(2019)『飯能市統計書』飯能市総務部庶務課庶務統計担当
 飯能市(2019)「一般会計当初予算」
<https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/3518/>
 井村仁「わが国における野外教育の源流を探る」『野外教育研究』10-1:85-97
 犬井正『エコツーリズム ころ躍る里山の旅 一

飯能エコツアーに学ぶ』丸善出版, 18-26

葛原憲治「スポーツツーリズムとヘルスツーリズム」, 愛知県東邦大学地域創造研究所『スポーツツーリズムの可能性を探るー新しい生涯スポーツ社会への可能性を探るー』唯学書房, 95-111

松橋崇史 (2019) 「スポーツまちづくりを促す方法論的課題の検討」, 早稲田大学スポーツナレッジ研究会・(公財) 笹川スポーツ財団編『スポーツと地方創生』創文企画, 7-17

文部科学省 (2011) 『スポーツ基本法』

文部科学省 (2010) 『スポーツ立国戦略』

文部省 (1961) 『スポーツ振興法』

青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議 (1996) 『青少年の野外教育の充実について (報告)』文部省

総理官邸 (2017) 「まち・ひと・しごと創生総合政策 (2017 改定版)」

www.kantei.go.jp/jp/singi/.../h29-12-22-shiryoku1.pdf

スポーツ庁 (2016) 「スポーツ庁・文化庁・観光庁による包括的連結協定」

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mca_tetop09/list/detail/1372563.htm

スポーツ庁 (2018) 『「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について』スポーツ庁政策課

駿河台大学地域創生研究センター (2019) 『地域創生講演会 地域とスポーツの可能性』プロジェクト責任者: 時本識資

駿河台大学 (2020) 「駿河台大学について キャンパス案内」

<https://www.surugadai.ac.jp/about/campus/campusview.html>

時本識資 (2011) 「第 4 章スポーツと地域政策 第 1 節社会的政策 スポーツを核とした地域連携」, 菊幸一、齋藤健司、真山達志、横山勝彦編『スポーツ政策論』成文堂, 370-376

時本識資 (1992) 「現代における自然活動の意味」, 岸檜夫編『教養としてのアウトドア 自然活動入門』アイオーエム, 26-34

時本識資 (2019) 「スポーツ政策の視点から見たス

ポーツの価値と機能」, 『駿河台大学論叢』第 58 号: 129-139

渡邊隼 (2015) 「日本社会におけるコミュニティ問題の形成過程ー国民生活審議会『コミュニティ』報告書を事例として」, 『ソシオロゴス』39 巻: 233-249

柳沢和雄 (2017) 「体育・スポーツ事業の基礎となる経営資源」, 柳沢和雄、木村和彦、清水紀宏編『テキスト体育・スポーツ経営学』大修館, 36-37

なお、本論の成果の一部は 2019 年度駿河台大学地域創生研究センターの助成を受けて実施したものである。